

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定に基づき、公告する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字増沢15番地

北 林 光 男